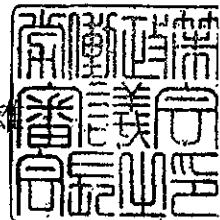


労審発第566号  
平成22年1月13日

厚生労働大臣  
長妻 昭 殿

労働政策審議会

会長 諏訪 康祐



平成22年1月12日付け厚生労働省発職0112第2号をもって労働政策審議会に諮問のあった「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)  
平成22年1月13日

労働政策審議会  
会長 諏訪 康雄 殿

労働政策審議会職業安定分科会  
分科会長 大橋 勇雄

「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」について

平成22年1月12日付け厚生労働省発職0112第2号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)  
平成22年1月13日

労働政策審議会職業安定分科会  
分科会長 大橋 勇雄 殿

労働政策審議会職業安定分科会  
雇用保険部会  
部会長 清家 篤

「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」について

平成22年1月12日付け厚生労働省発職0112第2号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。